

首都直下地震における TEC-FORCE 活動計画

平成 29 年 8 月 24 日

国土交通省

目 次

はじめに

第1章 活動計画の適用

1. 活動計画の位置付け
2. 初動対応と活動体制の確立
 - (1) 活動計画に基づく初動対応を行う判断基準
 - (2) 活動体制の確立
3. タイムラインに応じた目標行動

第2章 具体的な活動計画

1. 動員の考え方
 - (1) 受援地整等の TEC-FORCE の最大限の動員
 - (2) 応援地整等の TEC-FORCE の最大限の派遣
 - (3) 災害対策用機械等の集結
2. 広域派遣
 - (1) 被害想定を踏まえた活動規模
 - (2) 発災後の情報収集に基づく計画の修正
 - (3) 広域派遣の手順
3. 活動に必要な拠点
 - (1) 広域進出拠点
 - (2) 進出本部
 - (3) 車両待機拠点
 - (4) 船舶等を活用した進出
4. 部隊の運用
 - (1) TEC-FORCE の活動内容
 - (2) 運用
5. リエゾンの派遣

はじめに

- 首都地域には、政治中枢や行政中枢、あるいは経済中枢といった首都中枢機能が極めて高度に集積し、かつ人口や建築物が密集していることから、首都直下地震により「首都中枢機能の障害による影響」や「巨大過密都市を襲う膨大な被害」が発生し、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じることが想定されている。
- 首都直下地震発災後は、速やかに全国の緊急災害対策派遣隊（以下「TEC-FORCE」という。）を派遣して、被災地を支援する必要があるが、想定される「首都中枢機能の障害による影響」や「巨大過密都市を襲う膨大な被害」により、人員の確保や派遣先の選定・調整等の難航が想定される。このため、あらかじめ「首都直下地震における TEC-FORCE 活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定し、迅速かつ的確な TEC-FORCE の派遣と応急対策活動を実施するものである。

第1章 活動計画の適用

1. 活動計画の位置付け

- (1) 活動計画は、「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第4条に規定する「首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月31日閣議決定）」及び「首都直下地震対策計画（平成26年4月国土交通省南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部）」において策定するとされたものである。
- (2) 活動計画は、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」（以下「対策検討 WG」という。）が報告した「最終報告（平成25年12月19日公表）」の首都直下のM7クラスの被害想定に基づき、TEC-FORCE に関する活動内容を定めている。
- (3) 活動計画は、首都直下地震がいつ発生しても対応できるよう、現時点における隊員、災害対策用機械等を前提に活動内容を定めている。このため、各種訓練を通じて、活動計画の内容を検証し、改善していくことで、実効性を高めていくこととする。

2. 初動対応と活動体制の確立

(1) 活動計画に基づく初動対応を行う判断基準

東京 23 区の区域において震度 6 強以上の震度が観測された場合には首都直下地震が発生したものとし、TEC-FORCE による応急対策活動を直ちに開始する。

また、東京 23 区の区域において震度 6 強以上の震度が観測されない場合でも、1 都 3 県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていることが見込まれる場合には、把握した状況に応じて、活動計画を適宜修正しながら応急対策活動を開始する。

(2) 活動体制の確立

国土交通省は、首都直下地震が発生した場合には、速やかに国土交通省緊急災害対策本部を設置するとともに、甚大な被害が想定される首都地域への支援を迅速に行うため、全国の地方整備局、北海道開発局（以下、「地整等」という。）、地方運輸局、神戸運輸管理部（以下、「運輸局等」という。）、地方航空局は、TEC-FORCE を派遣し、広域的な支援体制を確立する。

3. タイムラインに応じた目標行動

(1) 活動計画では、発災時からの経過時間に応じたタイムラインを表 1-1 のとおり設定する。TEC-FORCE は、このタイムラインを踏まえ、首都直下地震により甚大な被害が発生する受援地整等と、広域派遣により受援地整等の応援を行う応援地整等が、相互に連携して迅速に応急対策活動を行う。

受援地整等

関東地方整備局、関東運輸局、東京航空局

応援地整等

北海道開発局、東北地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、

中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局

北海道運輸局、東北運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、中国運輸局

四国運輸局、九州運輸局、神戸運輸監理部

大阪航空局

※応援地整等の管内で被害が発生している場合には、当該応援地整等の管内の支援を考慮したうえで、受援地整等の応援を行う。また、管内の被害の程度によっては、他の応援地整等の応援を受ける場合もある。

(2) 応急対策活動の実施にあたっては、政府の緊急災害現地対策本部や都県災害対策本部等の関係機関と密接に連携する。

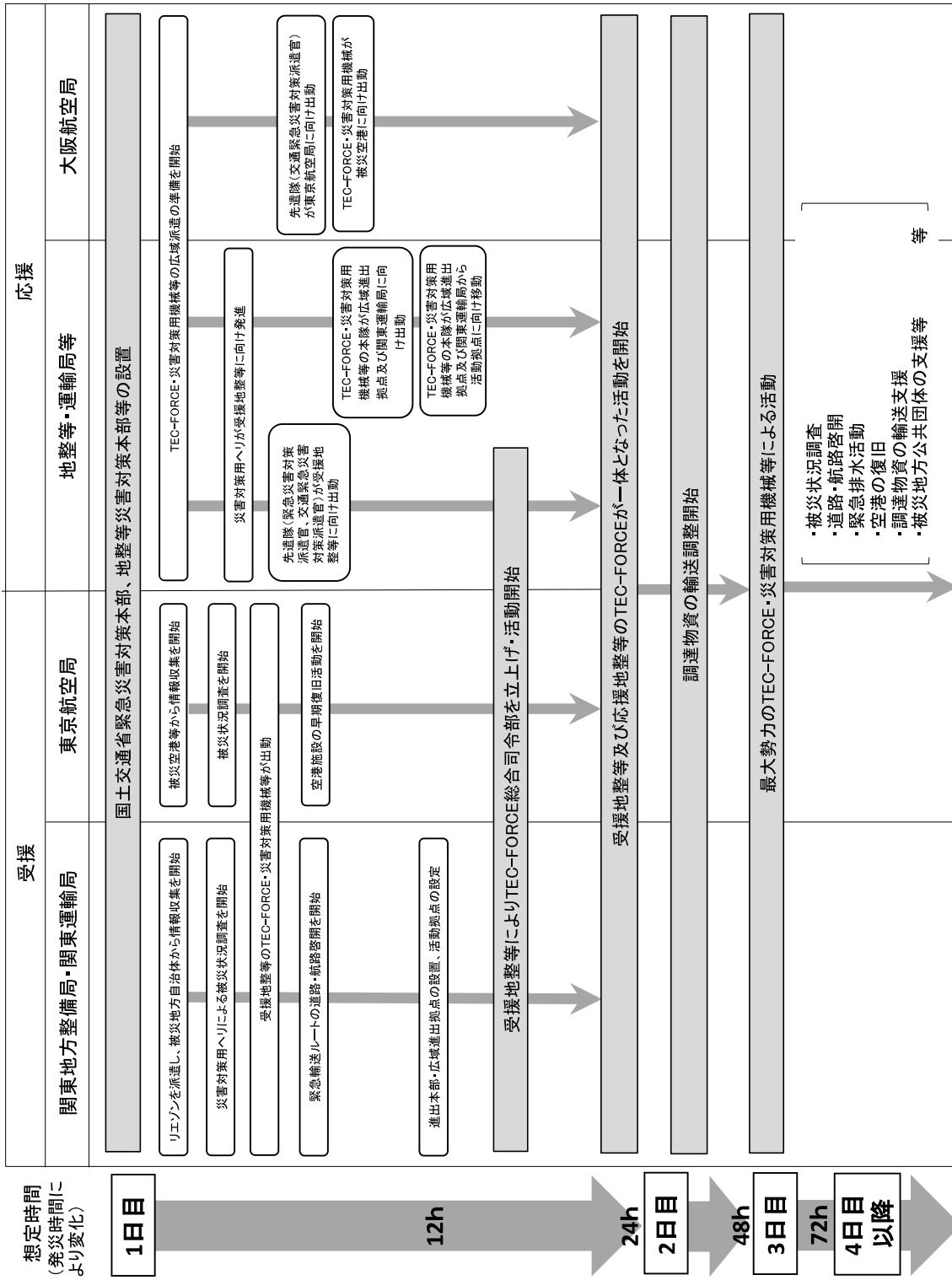


表 1-1 首都直下地震における各活動の想定されるタイムライン（イメージ）

※TEC-FORCE 総合司令部：災害発生後、広域派遣を受け入れる場合、円滑かつ効果的に TEC-FORCE 活動できるよう、受援地整等の災害対策本部内に設置される。

※緊急災害対策派遣官・交通緊急災害対策派遣官
：災害が発生し、又はまさに発生しようとしている地域における緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の指揮監督に関する事務をつかさどる。

※部隊の運用にあたっては、首都直下地震に関する既存計画等を踏まえたものとする。

第2章 具体的な活動計画

国土交通省は、首都直下地震による甚大な被害に対して、人命救助を最優先に、関係機関と連携して、被災地域内の救助・救急活動の支援、被災状況の把握、緊急輸送ルート確保のための道路・航路の啓開、緊急排水、空港施設の復旧、調達物資の輸送支援、被災地方公共団体の支援等の応急対策活動に全力であたる必要がある。このため、TEC-FORCE（約8,900人）、災害対策用ヘリコプター（8機）、災害対策用船舶（26隻）、災害対策用機械（約514台）を最大限動員し、全国から被災地に向けて、迅速かつ的確に派遣する。

1. 動員の考え方

(1) 受援地整等の TEC-FORCE の最大限の動員

受援地整等は、発災直後から、被災地域に対して TEC-FORCE を最大限動員して、応急対策活動を行う。

その規模は、受援地整等合計で、最大約420人/日とする。

関東地方整備局：約400人/日 関東運輸局、東京航空局：約20人/日

(2) 応援地整等の TEC-FORCE の最大限の派遣

応援地整等は、受援地整等を支援するため、最大限の規模の TEC-FORCE を広域派遣し、被災地域の支援を行う。その規模は、応援地整等合計で、最大約1,940人/日とする。

北海道開発局：約380人/日 東北地方整備局：約290人/日

北陸地方整備局：約190人/日 中部地方整備局：約210人/日

近畿地方整備局：約220人/日 中国地方整備局：約170人/日

四国地方整備局：約120人/日 九州地方整備局：約290人/日

北海道・東北・北陸信越・中部・近畿・中国・四国・九州運輸局、神戸運輸監理部、大阪航空局：約70人/日

(3) 災害対策用機械等の集結

① 災害対策用ヘリコプター

ヘリコプターは、初動期において被災状況の全体像を把握するうえで、非常に重要な役割を果たす。このため、関東地方整備局が所有する災害対策用ヘリコプターを発災後速やかに発進させ、上空から被災状況を調査する。

また、応援する地整等が所有する災害対策用ヘリコプターを広域派遣し、最大8機のヘリコプターにより、受援地整等があらかじめ定めた緊急調査計画に基づき被災状況調査を実施する。

② 災害対策用船舶

地整等から、大型浚渫兼油回収船、海洋環境整備船、港湾業務艇、防災フロートの災害対策用船舶、最大 26 隻を派遣して、航路啓開や港湾施設調査並びに物資輸送等を行う。

③ 災害対策用機械

地整等から、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、衛星小型画像伝送装置(Ku-SAT)、対策本部車を最大約 514 台（うち排水ポンプ車 200 台）派遣して、緊急排水活動や、甚大な被害を受け防災機能の喪失した地方自治体の通信機能の確保等の支援を行う。

特に、深刻な浸水被害が発生した場合には、重点的に排水ポンプ車を集結させて、迅速に排水作業を実施する。

また、大阪航空局等から、電力供給の障害が生じた空港に向けて、航空保安施設の機能を維持するために必要な移動式発電装置を最大約 14 台派遣し、被災空港の災害復旧支援を行う。

2. 広域派遣

(1) 被害想定を踏まえた活動規模

活動計画では、対策検討 WG が平成 25 年 12 月に報告した被害想定を踏まえ、TEC-FORCE が活動することを想定する。

対策検討 WG において、マグニチュード 7 クラスの複数の首都直下地震の想定のうち、被害が最も大きく首都中枢機能への影響が大きいと想定されている「都心南部直下地震」のケースについて、TEC-FORCE 隊員及び災害対策用機械等の派遣規模を計画する。

(2) 発災後の情報収集に基づく計画の修正

活動計画では、対策検討 WG において首都中枢機能への影響が最も大きいと想定される「都心南部直下地震」を設定しているため、発災時には、活動計画を基本としつつ、実際の被害状況を踏まえ、柔軟に対応する。

(3) 広域派遣の手順

① 迅速な出動

- ・ 応援地整等の TEC-FORCE は、首都直下地震発災後、直ちに派遣準備を開始し、速やかに受援地整等に向けて出動する。

② 進出の手順

- ・ 応援する地整等の TEC-FORCE は、一次的な進出目標である広域進出拠点に向かって進出する。また、災害対策用船舶及びこれに係る TEC-FORCE は、進出本部（国土技術政策総合研究所横須賀第二庁舎）に向け進出を開始する。

- ・ 応援する運輸局等の TEC-FORCE は、受援運輸局・航空局に向けて進出を開始する。
- ・ 関東地方整備局は、できる限り速やかに応援する地整等の TEC-FORCE を被災地に到達させるため、広域進出拠点、進出本部からの進出ルートや距離等を考慮して、派遣先（活動拠点）を決定する。
- ・ 応援する運輸局等の TEC-FORCE は、関東運輸局が被災状況等を踏まえ決定した派遣先（活動拠点）に向けて進出を開始する。
- ・ 応援地整等の TEC-FORCE は、発災後 48 時間以降に到着する場合においては、広域進出拠点、関東運輸局、東京航空局において受援地整等の指示を受け、派遣先（活動拠点）又は、進出本部に向けて進出する。
- ・ 応援する大阪航空局の TEC-FORCE は、被災した空港の役割・機能や被災状況等を踏まえ決定する被災空港に向けて進出を開始する。

3. 活動に必要な拠点

(1) 広域進出拠点

- ・ 発災後、応援地整等の TEC-FORCE が受援地整方面に向かって移動する際の一次的な進出目標地点を「広域進出拠点」という。
- ・ 広域進出拠点に集結した応援する地整等の TEC-FORCE は、関東地方整備局の指示に従い、進出本部又は、班毎に分かれて、被災地域で応急対策活動を行うための拠点となる各活動拠点に移動し、活動を開始する。
- ・ 広域進出拠点の利用に際し、広域進出拠点の管理者や関係機関と緊密に連携・調整のうえ、災害対策用車両の駐車及び給油、隊員の休憩等を行う。

【想定される広域進出拠点】

派遣先（受援）	広域進出拠点案 ※予定（未調整）	所在地
関東地方整備局	東名高速道路・足柄 SA（上り）	静岡県御殿場市
	東北自動車道・羽生 PA（上り）	埼玉県羽生市
	中央自動車道・談合坂 SA（上り）	山梨県上野原市
	常磐自動車道・谷田部東 PA（上り）	茨城県つくば市
	関越自動車道・高坂 SA（上り）	埼玉県東松山市
	東関東自動車道・酒々井 PA（上り）	千葉県印旛郡酒々井町

※羽生 PA・谷田部東 PA には給油施設はない。

(2) 進出本部

- ・ 発災後 48 時間以降に TEC-FORCE に関する派遣調整、連絡調整の窓口、リエゾン等からの情報収集、隊員及び災害対策用機械の待機等を行う拠点を「進出本部」という。

- 活動拠点での活動を終えたTEC-FORCE、活動拠点が決定していないTEC-FORCEについては、関東地方整備局の指示に従い必要に応じて進出本部で待機する。
- 進出本部の利用に際し、進出本部の管理者や関係機関と緊密に連携・調整を図る。

【進出本部】

派遣先（受援）	進出本部	所在地
関東地方整備局	関東技術事務所	千葉県松戸市五香西 6-12-1
	日本大学大宮キャンパス	埼玉県さいたま市見沼区東新井 541
	国土交通大学校	東京都小平市喜平町 2-2-1
	国土技術政策総合研究所 (横須賀第二庁舎)	神奈川県横須賀市神明町 1-12

(3) 車両待機拠点

- 進出本部での車両等の受入が困難となった場合等の受入施設を「車両待機拠点」という。
- 車両待機拠点の利用に際し、車両待機拠点の管理者、その他同施設を利用する関係機関と緊密に連携・調整のうえ、災害対策用車両等の駐車、隊員の休憩等を行う。

【車両待機拠点】

派遣先（受援）	車両待機拠点	所在地
関東地方整備局	武藏丘陵森林公園	埼玉県比企郡滑川町山田 1920

(4) 船舶等を活用した進出

- 陸上で部隊輸送の困難が想定される北海道開発局においては、広域派遣のために船舶等を利用する。その際、政府の緊急災害対策本部や関係機関と緊密に連携・調整のうえ、速やかに部隊を輸送する。

【想定される船舶等の利用区間】

	区 間		規 模	
	起点	終点	人員	災害対策用機械
北海道開発局	苫小牧港	秋田港、新潟港、八戸港、仙台塩釜港、大洗港	約 380 人	約 30 台
	小樽港	新潟港		
	函館港	青森港、大間港		

4. 部隊の運用

(1) TEC-FORCE の活動内容

- ・ TEC-FORCE は、人命救助を最優先に、関係機関と連携して、被災地域内の救助・救急活動の支援のため、被災状況の把握、緊急輸送ルートの確保（道路・航路の啓開）、緊急排水、被災地方公共団体の支援、緊急・代替輸送等に係る支援、空港施設の応急復旧、応急復旧対策等の技術的指導等の応急対策活動を行う。

(2) 運用

- ・ 発災直後は、受援地整等が中心となり、被災した首都地域に対して最大限のTEC-FORCEを動員して、応急対策活動を開始する。
- ・ 応援地整等のTEC-FORCEが到着した後は、受援地整等の災害対策本部長の指揮監督の下、受援地整等と応援地整等のTEC-FORCEが一体となって、被災地を支援する活動を迅速に行う。
- ・ TEC-FORCEの派遣規模は、次表のとおりであるが、被災状況や初動派遣に時間を要する遠隔地整等特有の状況に応じて、その規模や派遣先の決定を柔軟に行うものとする。
- ・ なお、部隊の運用にあたっては、首都直下地震に関する既存計画等を踏まえたものとする。

【TEC-FORCE 隊員の最大派遣規模及び進出目標】

	部隊の所在地	最大 派遣規模 (人/日)	進出目標		
			広域進出拠点 (発災後 48 時間以内)	進出本部 (発災後 48 時間以降)	
応援	北海道開発局	約 380 人/日	東北自動車道・羽生 PA 関越自動車道・高坂 SA	国土交通大学校 日本大学・大宮 キャンパス 関東技術事務所 国土技術政策総合研究所（横須賀第二庁舎）	
	東北地方整備局	約 290 人/日	常磐自動車道・谷田部東 PA 東関東自動車道・酒々井 PA		
	北陸地方整備局	約 190 人/日	東北自動車道・羽生 PA 関越自動車道・高坂 SA		
	中部地方整備局	約 210 人/日	中央自動車道・談合坂 SA 東名高速道路・足柄 SA		
	近畿地方整備局	約 220 人/日	中央自動車道・談合坂 SA 東名高速道路・足柄 PA		
	中国地方整備局	約 170 人/日	中央自動車道・談合坂 SA 東名高速道路・足柄 SA		
	四国地方整備局	約 120 人/日	中央自動車道・談合坂 SA 東名高速道路・足柄 SA		
	九州地方整備局	約 290 人/日	中央自動車道・談合坂 SA 東名高速道路・足柄 SA		
受援	北海道・東北・ 北陸信越・中部・ 近畿・中国・四 国・九州運輸局、 神戸運輸監理 部、大阪航空局	約 70 人/日	※応援する運輸局等は、関東運輸局に向け進出（状況により国土交通大学柏研修センターに進出）。大阪航空局は被災状況等を踏まえ、派遣する空港・規模を決定。		
	関東地方整備局	約 400 人/日	※被災状況に応じて、管内の被害が甚大な地 域を中心に派遣先・規模を決定。東京航空局 は、被災状況を踏まえ、派遣する空港・規模 を決定。		
	関東運輸局、東 京航空局	約 20 人/日			
合計		約 2,360 人/ 日			

【災害対策用機械の最大派遣規模】

	部隊の所在地	最大派遣規模 (括弧内は排水ポンプ車)
応援	北海道開発局	約 30 台 (約 15 台)
	東北地方整備局	約 50 台 (約 25 台)
	北陸地方整備局	約 60 台 (約 20 台)
	中部地方整備局	約 60 台 (約 20 台)
	近畿地方整備局	約 50 台 (約 20 台)
	中国地方整備局	約 40 台 (約 20 台)
	四国地方整備局	約 40 台 (約 20 台)
	九州地方整備局	約 60 台 (約 30 台)
	大阪航空局	約 9 台
受援	関東地方整備局	約 110 台 (約 30 台)
	東京航空局	約 5 台
合計		約 514 台 (約 200 台)

【災害対策用船舶の最大派遣規模】

	部隊の所在地	最大派遣規模
応援	北海道開発局	防災フロート(1隻)
	東北地方整備局	港湾業務艇(4隻)
	北陸地方整備局	大型浚渫兼油回収船(1隻)
	中部地方整備局	大型浚渫兼油回収船(1隻) 海洋環境整備船(1隻)
	近畿地方整備局	海洋環境整備船(3隻) 港湾業務艇(3隻)
	四国地方整備局	海洋環境整備船(1隻)
	九州地方整備局	大型浚渫兼油回収船(1隻) 海洋環境整備船(2隻)
受援	関東地方整備局	海洋環境整備船(1隻) 港湾業務艇(7隻)
合計		大型浚渫兼油回収船(3隻) 海洋環境整備船(8隻) 港湾業務艇(14隻) 防災フロート(1隻)

※津波警報の発令状況等を踏まえ活動を開始する。

5. リエゾンの派遣

- 東京23区の区域において震度6強以上の地震による深刻な被害が想定される都県、東京都23区及び市町村にリエゾンを派遣する。
また、東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合でも、1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）において相当程度の被害が生じていることが見込まれる場合には、被災の状況等を踏まえ、必要に応じてリエゾンを派遣する。
- 上記以外の県及び市町村においても、被災の状況等を踏まえ、必要に応じてリエゾンを追加派遣する。
- リエゾンは、被害情報の収集や地方自治体との連絡調整を行う。また、防災機関としての機能を喪失した地方自治体に対し、地方自治体や被災者等のニーズを直接把握し、必要とされる支援に全力で取り組む。